

## 令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金の創設について

令和8年1月6日に発生した地震により被害や影響を受けた中小企業者等に対し、借入当初3年間の金利及び信用保証料率を0%とするなど、既存の「災害復旧資金」の内容より有利な融資条件の特別資金を創設し、一層の金融支援を行います。

### 1. 制度概要

|        |  |
|--------|--|
| 制度名    | 令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金  |
| 対象者    | <p>「島根県東部を震源とする地震」により被害や影響を受けている中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 直接的な被害を受けたもの</p> <p>(2) 間接的な被害のうち次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地震に起因して、原則として売上高等（売上高、販売数量、売上総利益率又は営業利益率をいう。以下同じ。）が前年同時期に比して5%以上減少していること。</p> <p>イ 地震に起因して、原則として売上高等が前年同時期に比して5%以上減少することが見込まれること。</p> |
| 融資限度額  | 1億2,000万円（注）<br>(注) 運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」又は「月商の概ね6ヶ月分」のうち最も低い額です。   |
| 資金使途   | 設備資金、運転資金  |
| 融資期間   | 12年以内（据置期間3年以内を含む。）  |
| 返済方法   | 元金均等分割返済   |
| 貸付利率   | <p>責任共有 年1.25%（固定）</p> <p>責任共有外 年1.10%（固定）</p> <p><u>※1) 借入当初3年間は利子補給により0%とする。</u></p>   |
| 信用保証料率 | <p>年0.40%～年1.20%<br/>(各種特例措置適用保険を適用する場合は、年0.40%～年0.71%)</p> <p><u>※2) 県と信用保証協会で協調して保証料率を引下げ。</u><br/><u>借入当初3年間は保証料補給により0%とする。</u></p> <p><u>※3) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、年0.25%又は年0.45%の信用保証料が上乗せになり、借入当初3年間につきましても事業者負担になります。</u></p>   |
| 担保     | 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります   |
| 連帯保証人  | 法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります<br>個人 原則として不要  |
| 取扱期間   | 令和8年2月1日～令和8年3月31日保証承諾分  |

### 2. 取扱開始日

令和8年2月1日

### 3. 融資の申込先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、（公財）しまね産業振興財団